

令和7年3月24日

一宮市専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市訓令第1号

一宮市専決規程等の一部を改正する訓令
(一宮市専決規程の一部改正)

第1条 一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(専決事務の例示) 第10条 略 2 別表第1に掲げる事項(会計課以外の各行政委員会等については、収入に関する事項に限る。)及び別表第3に掲げる事項については、各行政委員会等に適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる職とする。 【別記 参照】 3・4 略	(専決事務の例示) 第10条 略 2 略 【別記 参照】 3・4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

部長等	教育長、消防長、 <u>議会事務局長</u> 、教育部長
部等の次長等	会計管理者、 <u>議会事務局次長</u> 、教育部次長、監査事務局長、消防次長
課長等	会計課長、教育部の課長及び室長、尾西生涯学習センター館長、尾西南部生涯学習センター館長、 <u>議会事務局</u> の課長、消防本部の課長、一宮消防署長、尾西消防署長、木曽川消防署長、分署長、消防1課長
専任課長等	課長等の項に掲げる課、 <u>事務局</u> 及び公所の専任課長及びこれに相当する職並びに監査事務局専任課長

改正後

部長等	教育長、消防長、 <u>議会局長</u> 、教育部長
部等の次長等	会計管理者、 <u>議会局次長</u> 、教育部次長、監査事務局長、消防次長
課長等	会計課長、教育部の課長及び室長、尾西生涯学習センター館長、尾

	西南部生涯学習センター館長、議会局____の課長、消防本部の課長、一宮消防署長、尾西消防署長、木曽川消防署長、分署長、消防1課長
専任課長等	課長等の項に掲げる課、局____及び公所の専任課長及びこれに相当する職並びに監査事務局専任課長

(庁舎防火・防災管理規程の一部改正)

第2条 庁舎防火・防災管理規程(昭和47年一宮市庁達第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第4条関係) 【別記 参照】	別表(第4条関係) 【別記 参照】
2～4 略	2～4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	防火・防災責任者等
本庁舎	略
	12 階 議会事務局庶務課長の指定する課長補佐
	13 階 議会事務局議事調査課長の指定する課長補佐
	略
略	

改正後

区分	防火・防災責任者等
本庁舎	略
	12 階 議会局総務課長____の指定する課長補佐
	13 階 議会局議事調査課長____の指定する課長補佐
	略
略	

(一宮市情報公開検討委員会設置要綱の一部改正)

第3条 一宮市情報公開検討委員会設置要綱(平成9年一宮市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織) 第3条 略 2・3 略	(組織) 第3条 略 2・3 略

4 委員は、総合政策部長、建設部長、教育部長、 <u>議会事務局長</u> 及び総務部次長をもって充てる。	4 委員は、総合政策部長、建設部長、教育部長、 <u>議会局長</u> 及び総務部次長をもって充てる。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市訓令第2号

一宮市専決規程の一部を改正する訓令
一宮市専決規程(昭和45年一宮市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第10条関係) 部長等、部等の次長等及び課長等の共通 専決事項 1 部長等専決事項 (1) 所属部等の次長等(これに相当する 職を含む。以下この項において同じ。) の <u>日帰り出張命令及び宿泊を要する県 内(一宮市職員旅費額条例(昭和23年一 宮市条例第65号)別表第2に規定する県 外及び鉄道100キロメートル未満の県外 を含む。以下同じ。)</u> 出張命令並びに課 長等(これに相当する職を含む。以下こ の項及び次項において同じ。)の <u>出張命 令</u> (2)～(6) 略 2 部等の次長等専決事項 (1) 所属専任課長等の <u>宿泊を要する県外 (一宮市職員旅費額条例別表第2に規定 する県外及び鉄道100キロメートル未満 の県外を除く。)</u> 出張命令 (2) 所属課長等_____の休暇の付与 並びに時間外及び休日勤務命令 (3)～(5) 略 3 課長等専決事項 (1) 所属専任課長等の <u>日帰り出張命令及 び宿泊を要する県内(一宮市職員旅費額 条例別表第2に規定する県外及び鉄道10</u>	別表第1(第10条関係) 部長等、部等の次長等及び課長等の共通 専決事項 1 部長等専決事項 (1) 所属部等の次長等(これに相当する 職を含む。以下この項において同じ。) の_____出張命令_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2)～(6) 略 2 部等の次長等専決事項 (1) 所属課長等(これに相当する職を含 む。次項において同じ。)の休暇の付与 並びに時間外及び休日勤務命令 (2)～(4) 略 3 部等の次長等(これに相当する職を含 む。)専決事項 <u>所属課長等の出張命令</u> 4 略

0キロメートル未満の県外を含む。)出張命令並びに所属課長補佐等以下の職員の出張命令 (2)～(10) 略	(1)～(9) 略 5 課長等(これに相当する職を含む。)専決事項 所属専任課長等以下の職員の出張命令
別表第2(第10条関係) 【別記 参照】	別表第2(第10条関係) 【別記 参照】

【別記】

事務の種類	専決事項	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	その他
略						
防犯	防犯灯の登録、認定				市協 ○	
略						
出張命令	部長等の出張命令、部等の次長等の宿泊を要する 県外(一宮市職員旅費額 条例別表第2に規定する 県外及び鉄道100キロメ ートル未満の県外を除 く。)出張命令	略				
略						
物品・備品調達	500万円未満の施行伺				契 ○	ただし、指名審査委員会に付議するものを除く。
	500万円以上1,000万円未満の施行伺			総務 ○		
	1,000万円以上1,500万円未満の施行伺		総務 ○			
	1,500万円以上3,000万円未満(単価契約にあっては、1,500万円以上)の施行伺	○				
	略	略				
略						

保育	略					
	家庭的保育事業等の認可		子 ○			
	略					
略						
都市計画	略					
略						

改正案

事務の種類	専決事項	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	その他
略						
略						
出張命令	部長等の出張命令	略				
略						
物品・備品調達	500万円未満の施行伺				契 ○	単価契約にあつては単
	500万円以上1,000万円未満の施行伺			総務 ○		価に予定数量を乗じた
	1,000万円以上1,500万円未満の施行伺		総務 ○			額
	1,500万円以上3,000万円未満(単価契約にあつては、1,500万円以上)の施行伺	○				
	略					
略						
保育	略					
	家庭的保育事業等の認可		子 ○			
	乳児等通園支援事業の認可		子 ○			
	略					
略						
都市計画	略					
宅地造成	宅地造成及び特定盛土等		建築			
	規制法(昭和36年法律第191号)に基づく許可		○			
略						

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2都市計画の項の次に1項を加える改正規定は、令和7年5月9日から施行する。